

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二一 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券オプシオン取引又は同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二・四 (略)</p> <p>五 有価証券指数又は有価証券店頭指数、それぞれ証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第二十二項に規定する有価証券店頭</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二一 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプシオン取引又は同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二・四 (略)</p> <p>五 有価証券指数又は有価証券店頭指数、それぞれ証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第十八項に規定する有価証券店頭指</p>

指数をいう。  
六〇八（略）

数をいう。  
六〇八（略）